

甲第一六 号証

●第一八講 裁判と報道

裁判に関する報道は、国会報道などと比較して多くの制約を受けていた。憲法は、国会について「両議院の会議は、公開とする」（第五十七条第一項本文）と定めているのと同じ様に、裁判所についても「裁判所の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」（第八二条）第一項と公開の原則を規定している。そのため、裁判所が裁判に関する取材・報道を制限する法的根拠としては、次のようなものがある。

(1) 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二七年法律第二八六号）——この法律は、裁判所に対する侮辱的行為について、簡易な手続きで制裁を加えることを規定しているが、制定当初は、傍聴席で大声でわめくとか、被告人にこづかれたとか、当時の荒れる法廷の規制を目的としていたといわれている。ところが、法廷秩序維持法は、まず報道関係者に適用された。その事件は、「一九五三年に、北海タイムス鉄道支社の記者が鉄道地方裁判所で開かれた強盗殺人事件の公判廷で、「写真撮影は審理開始前にされたい」という裁判所の制限を無視して、人定質問のために立ち上がり、被告人の写真をとるために裁判長席の壇上にかけ上がってシャッターを切った、というものである。裁判所は「秩序維持のため裁判所が執った措置」に従わなかつたとして第一二条第一項前段に該当するとして——過料の決定をした。これに対し、北海タイムスの記者は、抗告理由のなかで、「写真撮影を行なった際、階段をかけ上がったのではないか」と主張したが、札幌高等裁判所が地裁決定を維持したので、原決定は憲法第二一条が保障するいわゆる新聞の自由を制限しているから取り消されるべきであるとして、最高裁判所へ特別抗告した。最高裁は、「新聞が真実を報道することは、憲法二一条に定める表現の自由に属し、またそのための取材活動も認められなければならないことはいうまでもない。

主張された点について、「公判廷における写真の撮影等は、その行われる時、場所等のいきかんによつては、……好ましくない結果を生ずる恐れがあるので、刑事訴訟法二一五条は、写真撮影の許可等を裁判所の裁量に委ね、その許可に従わないかぎりこれらの行為をすることができないことを明らかにしたのであって、右規則は憲法に違反するものではない」と解釈した。

(3) 民事訴訟規則（昭和三一年最高裁判所規則第二号）第一条——本条は、「法廷における写真の撮影、速記、録音又は放送は、裁判長の許可を得なければることができない」と規定している。刑訴規則第二一五条と比較すると、民訴規則では、ただし書きがないこと、「速記」がはいつてること、「許可主体が「裁判長」であることが、刑訴規則と異なっている。刑訴規則にただし書きがあるのは、憲法第八二条第二項ただし書きがないこと、「速記」がはいつてること、「許可主体が「裁判長」であることが、刑訴規則と異なる。刑訴規則にただし書きがある事件の対審は、常にこれを公開しなければならない」と定められていることにもあらわれているように、刑事裁判では公開の要求が強いからであると解せられる。

(4) 裁判所の庁舎等の管理に関する規程（昭和四三年最高裁判所規程第四号）——

の第二条は、「管理者は、庁舎等において次の各号に該当する者に対し、その行為若しくは庁舎等への立入りを禁止し、又は退去を命じなければならない」として「裁判所の禁止に反して写真機、録音機その他これらに類する物を持ち込み、又は持ち込もうとする者」をあげている。かつて大阪地方裁判所で吹田事件の裁判長が判決公判に際し開廷前二分間にかぎってテレビ中継を許可したのに対し、庁舎管理権者である地裁所長が「警備上不安があるとしてこれを拒否したことがある。」

この例のように、これらの規定を根拠に最も厳しく制限されているのは、法廷内または庁舎等における写真撮影による報道である。その理由としてよくあげられるのは、第一に、法廷の秩序維持と公正な裁判の確保であるが、北海タイムス事件當時と異なり、最近の写真撮影器具は法廷の秩序を乱さず、公平な裁判に影響を及ぼさないような方法で使えるまでに改良されているという。そうであるならば、傍聴人の存在や報道関係者のペ็นによる取材とほとんど変わらないのであって、カメラによる裁判報道を禁止する理由はなくなつたといえる。第二の理由は、被告人の人権擁護である。一般的には、被告人の人間にじめな姿をカメラの前にさらすことは被告

人がとつては大きな精神的苦痛となるであ

しかし、……憲法が裁判の対審及び判決を開法廷で行うことと規定しているのは、手続を一般に公開してその審判が公正に行われることを保障する趣旨にほかならないから、たとえ裁判の状況を一般に報道するための取材活動であつても、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害するがごときものは、もとより許されないところである……」と述べ、全員一致で特別抗告を棄却した（刑集一二卷二号二五三頁）。もっとも、この法律ほど強力ではないが、同趣旨の規定は、裁判所法（昭和二年法律第五十九号）第七一条（法廷の秩序維持）に設けられていた。

(2) 刑事訴訟規則（昭和二三年最高裁判所規則第三二号）第二二一五条——この条文は「公判廷における写真の撮影、録音又は放送は、裁判所の許可を得なければ、これをすることはできない。但し、特別の定のある場合に、この限りでない」と定めている。前掲（法廷の秩序維持）に設けられた。

裁判所は、この規定は厳正公平な裁判の保持が目的でそれを妨げないものまで禁止することではできず、許可を与える与えないは裁判所の恣意に委ねられているのではないのであって、これを根拠に法廷における写真撮影に制裁を科することは憲法第二一条に違反すると